令和2年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務 企画提案仕様書

1. 本仕様書は、渡嘉敷村観光産業課(以下「甲」という)が委託する令和2年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務(以下「本業務」という)に適用し、受託者(以下「乙」という)が行う本業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

本事業の実施地域である沖縄県渡嘉敷村は、世界でも有数のダイビングスポットの美 しい海、沖縄本島からのアクセスの良さなどの理由により、年間 13万人を超える観光客 が足を運ぶ人気の観光地である。

また、平成26年3月5日「サンゴの日」に渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で31番目の国立公園に指定されたことにより、島を訪れる観光客が年々増加する傾向にある。特に外国人観光客は増加しており、今後さらなる伸びが期待できる。平成28年には、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化することを目的とした「国立公園満喫プロジェクト」に選定され、今まで以上に外国人観光客の受入推進が求められている。

今後の全国各地の観光振興の取り組みによる観光客誘客競争の激化を見据え、前述した強みを活かし、持続的に渡嘉敷村の観光を維持・発展させるために、平成 29 年度は「渡嘉敷村観光振興計画(5ヵ年)」を策定した。

本事業では、平成29年に策定した「渡嘉敷村観光振興計画」に基づいて、村の観光客受入体制強化を推進するとともに、狙うべきターゲットを設定し、それぞれのターゲットに適した観光誘客施策を実施する。事業の提案については、観光振興計画P30「3-3基本施策と取組みの体系」から、その事業との関連性、必要性、事業効果について明記する。また、企画提案及び事業の実施体制については、新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も十分に留意した上で実施する。

3. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和2年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務

(2) 契約期間

契約日の翌日から 2021 年3月12日までの間に定める

(3) 履行場所

渡嘉敷村 観光産業課

(4) 業務内容

本仕様書が規定する企画提案内容は以下のとおりとする。

1)渡嘉敷村観光受入体制整備

平成 29 年に策定した「渡嘉敷村観光振興計画」に基づいて、村の観光客受入体制強化を推進する。渡嘉敷村を訪れた観光客の利便性、安全性を向上させ、それが島民の快適な生活を妨げることがないよう、島民・島内事業者の意見を集約しながら必要な受入施策を実施する。詳細は以下の要件を満たしていること。

ア. 渡嘉敷村観光ガイド育成ツール基礎資料作成

渡嘉敷村における観光ガイドの現状、訪島観光客のニーズを調査し、観光ガイドの育成に繋がるようなセミナー(3回以上)を実施する。セミナーで実施した内容が、より多くの島内事業者によって積極的に活用されるよう、実用的な内容になるように工夫する。

セミナーで実施した内容、島民・観光客の調査結果を 1 冊の冊子にまとめ、基礎 資料を作成する。基礎資料は 24 ページ以上とし、具体的な構成も提案に含める。

- ・セミナーは、3回以上実施(同日で実施の場合は1回とする)
- 基礎資料 A4 サイズ、両面カラー、24 ページ以上 500 部
- ※提案にはセミナーの実施内容案、具体的なスケジュールも含める
- ※講師費・交通費についても見積もりに含める

※新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も考慮した企画提案とする

イ、渡嘉敷村ビーチ利用ルール協議会(仮称)の企画運営

昨年度渡嘉敷村では「阿波連ビーチ注意喚起看板」を制作する上で、渡嘉敷村のメインビーチである阿波連ビーチの遊泳ルール(遊泳監視エリア・ライフジャケットの着用も含む)を村民との話し合いのもと、整理した。今年度は、引き続き周辺事業者のヒアリングを実施し、「渡嘉志久ビーチの遊泳」、その他村内のビーチ利用についてのルールを整理するべく、協議会を企画運営する。提案には具体的なスケジュールや周辺事業者の参加呼びかけの実施方法、参加者数を増やすための工夫、ヒアリングのタイミングやその方法についても含める。

・ビーチ利用ルール協議会は、3回以上実施(同日で実施の場合は1回とする)

※新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も考慮した企画提案とする

ウ. 集落内看板制作設置

渡嘉敷島を訪れる観光客の利便性向上のため、渡嘉敷地区・阿波連地区・渡嘉志 久地区に集落内看板(渡嘉敷 2 基、阿波連 2 基、渡嘉志久 1 基)を制作設置する。 設置する看板のデザインや記載内容については、既設看板を調査・整理し、周辺島 民・事業者の意見を聞いた上で、制作設置する。このために必要なヒアリング、会 議(全3回以上)を実施する。島民や周辺事業者の意見をヒアリング、会議への積 極的な参加等円滑な会議運営をする上での具体的な工夫を提案に含める。尚、制作 する看板の仕様については、以下を遵守すること。

- ・集落内看板制作会議は、3回以上実施(同日で実施の場合は1回とする)
- 集落内看板5基(数量変更の可能性あり)
- ※表示面のサイズは、W:900×H:900 とする
- ※看板制作会議は、3回以上(渡嘉敷、阿波連、渡嘉志久 各1回以上)
- ※設置場所及び仕様については、村と協議の上決定すること
- ※設置費用まで見積もりに含めること
- ※看板の数量及び対応する言語については、村と協議の上最終決定すること
- ※本体:ステンレス加工を行い、塗装仕上げとする

素材:TenoTan ボード(ウレタンダイレクト印刷)

基材:アルミアルマイト処理材に直接印刷、直接コーティング等、設置条件・耐久性を考慮して5年以上の耐用年数を有する素材で、落書き等のいたずらに強い素材を提案する

- ※看板制作においては、村民・村内事業者の意見がきちんと反映できるよう な制作手順を提案すること
- ※実現可能な制作スケジュールについても、提案に含めること
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も考慮した 企画提案とする

エ. 受入支援ツール基礎資料制作

感染症拡大等による観光業の需要喪失や、渡嘉敷村の現状に合わせて、村内 事業者に対して、オフシーズン等でも持続可能な観光に役立つセミナーを複数 回(最低3回以上/年)実施する。対象となる事業者(8事業者以上)につい ては村内で希望者を募ること。セミナーで実施した内容をモニターに体験して もらい、アンケート調査を実施する。その結果を元に各事業者に対して改善提 案内容を記載した報告書(基礎資料)の作成・フィードバックを行う。

- ・セミナーは3回以上実施、基礎資料20部
- 事業者(8 事業者以上)選定
- ※提案には実施内容案、具体的なスケジュールも含めること
- ※講師費・交通費についても見積もりに含めること
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も考慮した企画提案とする

2) 渡嘉敷村観光誘客業務

ターゲットごとに有効な誘客施策を提案実施する。村内外で開催されるイベント等に出展する際には、必要なサポート(ワークショップ、村 PR およびサンプリング等※最低 1 名の随行が必要)を実施する。前述のイベント等で配布する観光 PR ツールを制作する。ツール制作の際に必要な写真素材の入手方法・費用など、具体的に提案に含める。また、渡嘉敷村既存の観光関連コンテンツ(とかしきナビ、渡嘉敷観光ポータルサイト、とかしき島体操動画など)を活用についても提案すること。Facebook などを活用した PR 企画、来場者アンケート実施など、村の PR 活動を必要に応じてサポートする。なお、本年度村が参加を予定しているイベントは以下のとおり。また、企画提案及び事業の実施体制については、新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も十分に留意した上で実施する。

●参加予定イベント

•7月 マリンダイビングフェア (東京)・・・・・・・(3日間)
・10月 横浜チャンプルーカーニバル (神奈川)・・・・・・(2日間)
・10月 ツーリズム EXPO ジャパン (沖縄)・・・・・・(4日間)
• 11 月 北海道旅行博 (北海道)・・・・・・・・・・(2 日間)
・11月 離島フェア (沖縄)・・・・・・・・・・・・(3日間)
・11月 アイランダー (東京)・・・・・・・・・・・(3日間)
・2月 福岡トラベラーズフェス (福岡)・・・・・・・(2日間)
※出展イベント及びスケジュールについては、変更の可能性あり

●制作するツール(例)

- ・とかしき島 MAP(日本語) 30,000 部
- ※A2、コート紙 73kg、 十字折り+巻3つ折り(二つ折り+蛇腹折り)
- ※既存ツールのデータ提供有(必要なデータ修正に対応する)
- ※納品は年三回に分け、適宜必要なデータ修正に対応する

(第1回納品:10000部、第2回納品:10000部、第3回納品:10000部)

とかしき島 MAP (多言語) 5,000 部

※A2、コート紙 73kg、十字折り+巻3つ折り(二つ折り+蛇腹折り)

- ※既存ツールのデータ提供有(必要なデータ修正に対応する)
- ※在庫状況を確認し必要な版を納品する

• PP 袋 7,000 部

※320×430 ジ 4c+4c 乳白、小判抜き

※版代、送料等必要とされる費用は見積もりに含める

• PR うちわ 4,000 部

※345×243 ジ(持ち手 130) 4 c+4 c

※版代、送料等必要とされる費用は見積もりに含める

ポストカード 50,000 部

※148×105 ジ アートポスト 240kg

※最低5デザインを提案すること

・とかしきマラソン用 PP 袋(紐付き) 900 枚

※480×375 ジン 底 100 ジ、スピンドル紐 6*6、穴×2

• 村 PR 用ノベルティ 1,000 個

※具体的なデザインを提案すること

A2 ポスター 80 枚

※コート紙 135kg、4 種×20 枚

• A4 クリアファイル 500 枚

※310×220ミリ、4 c+シロ

※ツールの仕様や部数は村と協議のうえ、今後変更の可能性あり

※制作するツールのデザイン案も提案に含めること。上記イベント日程を考慮して、具体的な制作スケジュールも提示する

※上記ツールのうち、「既存ツールのデータ提供有」と記載があるツールについて、 一部修正・改変が必要な場合がある

※PR 企画の提案で、新たなツールが必要な場合は、提案に含めること

※ツール制作に必要な写真素材の撮影費も提案に含め、具体的に可能な撮影 スケジュールを提示する

※業務遂行に必要な交通宿泊費も見積もりに含める

4. 業務実施における留意事項

本業務の実施にあたっては、受託者(以下「乙」という)は、次の事項に留意すること。

(1) 実施体制

本事業委託に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、円滑な事業運営を図ること。また、これら業務に従事する者に対して必要な労務管理を行うこと。

(2) 会場及び備品

本事業委託に係る集いは甲が島内の指定する場所で行うものとし、会場使用費は無料とする。

また、会議を行うにあたり必要となる備品(プロジェクター及びスクリーン等)は 可能な限り甲が所有するものを利用するものとするが、必要に応じ、乙が調達する(備 品購入は原則として認めない)ものとする。

(3) 連絡体制

乙は、甲との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を整えること。また、甲と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じて、その都度必要な情報提供を行うこと。

(4) 再委託などの制限

乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、事前に協議して、甲の承認を得た場合は、その限りではない。

(5) 成果物の著作権等

本業務における成果品は、第三者の肖像権・所有権、著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は 乙が負うものとする。

本業務の実施に当たり、第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、音楽等)の活用も可とする。その場合の、権利保有者との交渉、契約関係、スケジュール 調整等、その他付随する業務全般を乙が実施すること。

本業務により生じた著作権等の権利は、原則として甲に帰属する。また、甲は加工

及び二次利用できるものとする。

(6) 完了報告書の作成

本業務終了後、速やかに以下を取りまとめた完了報告書を作成し、提出すること。

• 完了報告書

〈内容〉

業務概要

業務総括(成果(数値等)、課題等)

業務体制(スタッフ氏名含む)

決算書

その他、村が必要と認めた内容

(8) 成果物

- 1)渡嘉敷村観光受入体制整備事業
 - 観光ガイド育成ツール基礎資料【A】500部 ※数量変更の可能性あり
 - 集落内案内看板【B】5基 ※数量変更の可能性あり
 - ・受入支援ツール基礎資料【C】20部 ※事業者配布分も含む
 - 上記ツール類【A-C】の改変可能な ai データ等 CD-ROM 各 1 枚
- 2) 渡嘉敷村観光誘客業務
 - とかしき島 MAP(日本語)【D】 30,000 部
 - 渡嘉敷島 MAP (多言語) 【E】5,000 部
 - PP 袋【F】7,000 部
 - PR うちわ【G】4,000部
 - ・ポストカード【H】50,000部
 - マラソン用 PP 袋【I】900 枚
 - A2 ポスター【J】80 枚
 - A4 クリアファイル【K】500 枚
 - 村PR用ノベルティ【L】1,000個
 - ・上記ツール類【D~L】の改変可能な ai データ等 CD-ROM 各 1 枚 ※制作したツールの権利、版権は渡嘉敷村に帰属する。

5. 注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実

施することを保証するものではない。

- ・本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約 の仕様書とは異なる場合がある。
- ・本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変 更することがある。
- ・業務を実施するにあたり、委託業務全体を統括し必要に応じて渡嘉敷村商工観光課と速やかに連携に行うなど事業を円滑に履行することが出来るよう、担当者を 1 名以上配置すること。

6. その他

本仕様書に規定のない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定する。